

# 納税証明請求書及び委任状記載要領

1. 納税証明書の種類 (自動車の継続検査用・構造等変更検査用納税証明書を除く)	1
2. 納税証明請求書の提出先	1
3. 納税証明書を請求する際に必要なもの	2
(1) 窓口で請求をされる場合	2
(2) 郵送で請求をされる場合	2
4. 手数料(納税証明請求書に貼付する鹿児島県収入証紙)の計算方法	3
5. 本人確認書類(官公署が発行した身分・資格証明書)	4
6. 申告・納付後すぐに納税証明書の請求をされる場合	4
7. 代理人の請求及び受領について	4
8. 委任状の記載内容について	4
9. 納税証明請求書及び委任状記載要領の適用について	5
10. 納税証明書の記載例	6
11. 委任状の記載例	7

## 1. 納税証明書の種類（自動車の継続検査用・構造等変更検査用納税証明書を除く）

鹿児島県で発行する納税証明書には、次の種類がありますので、必要となる納税証明書の種類・税目・年度（期別）・枚数等について、納税証明書の提出先であらかじめ御確認をお願いします。

納税証明書の種類	証明内容
① 税額の証明	・納付すべき税額，納付した税額及び未納税額等（注1）
② 県税（地方法人特別税を含む。）について未納がないことの証明	・県税の本税，加算金及び延滞金に未納がないこと
③ その他の証明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納処分を受けたことがないこと</li> <li>・担保権の設定のための法定納期限の記載</li> <li>・酒税法の規定による免許申請のための納税証明書</li> <li>・鉾区税に係る納税証明書 など</li> </ul> <p>※ 詳細については、納税証明書の提出先であらかじめ御確認ください。</p>

注1：証明することができる「年度（期別）」については、期間の制限がありますので、詳しくは納税証明請求書の提出先で御確認ください。

## 2. 納税証明請求書の提出先

名称	所在地	発行できる証明書の種類
鹿児島地域振興局 県税管理課	〒892-8520 鹿児島市小川町3-56 電話：099-805-7211	① 税額の証明 ② 県税（地方法人特別税を含む。）について未納がないことの証明 ③ その他の証明
南薩地域振興局 県税課	〒897-0031 南さつま市加世田東本町8-13 電話：0993-52-1315	
北薩地域振興局 県税課	〒895-8501 薩摩川内市神田町1-22 電話：0996-25-5202	
始良・伊佐地域振興局 県税課	〒899-5212 始良市加治木町諏訪町12 電話：0995-63-8114	
大隅地域振興局 県税課	〒893-0011 鹿屋市打馬2丁目16-6 電話：0994-52-2093	
大隅地域振興局 県税課 曾於市駐在	〒899-8102 曾於市大隅町岩川5677 電話：099-482-1138	
熊毛支庁 県税課	〒891-3192 西之表市西之表7590 電話：0997-22-0063	
大島支庁 県税課	〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3 電話：0997-57-7225	
鹿児島地域振興局 自動車税課	〒891-0197 鹿児島市谷山港2丁目5-1 電話：099-261-5611	① 自動車税に係る税額の証明に限る

### 3. 納税証明書を請求する際に必要なもの

納税証明書を請求される際には、次の書類が必要となります。

書類が不足している場合や書類に不備がある場合には、請求を受け付けることができませんので御注意ください。

#### (1) 窓口で請求をされる場合

納税義務者	窓口に来られる方	請求に必要な書類
個人の場合	本人	①納税証明請求書 ②手数料の金額に相当する鹿児島県収入証紙 ③納税義務者の本人確認書類と印鑑 ④納付後おおむね2週間以内の場合は領収証書等 (注3)
	代理人(注1)	①納税証明請求書 ②手数料の金額に相当する鹿児島県収入証紙 ③委任状 ④窓口に来られる方の本人確認書類と印鑑 ⑤納付後おおむね2週間以内の場合は領収証書等
法人の場合	法人の代表者本人	①納税証明請求書 ②手数料の金額に相当する鹿児島県収入証紙 ③代表者個人の本人確認書類と法人の代表者印 ④納付後おおむね2週間以内の場合は領収証書等
	代理人(注2)	①納税証明請求書 ②手数料の金額に相当する鹿児島県収入証紙 ③委任状 ④窓口に来られる方の本人確認書類と印鑑 ⑤納付後おおむね2週間以内の場合は領収証書等

注1：ご家族(夫婦、親子、兄弟等)も代理人になります。

注2：法人の役員(取締役等)や従業員の方も代理人になります。

注3：納付後おおむね2週間以内に納税証明書を請求される場合は、下記6を参照してください。

※ 書類はすべて原本が必要です。納税証明請求書、委任状については原本を提出していただくため、お返しすることはできません。

※ 鹿児島県収入証紙販売所は、鹿児島県のホームページに掲載しています。  
(「くらし・環境」－「税金」－「証紙」－「鹿児島県収入証紙販売所」)  
詳しくは、最寄りの「納税証明請求書の提出先」にお尋ねください。

#### (2) 郵送で請求をされる場合

郵送の場合、納税義務者の方の次の住所に納税証明書をお送りします。

返信用封筒には、①、②のいずれかの住所をご記入ください。

- |                                |
|--------------------------------|
| ① 鹿児島県税の納税通知書の送付先              |
| ② 鹿児島県に届けている住所(本店又は主たる事務所の所在地) |

郵送で請求される際は、下記の書類が必要です。

- a 納税証明請求書
  - b 手数料の金額に相当する鹿児島県収入証紙  
(県外等で鹿児島県収入証紙販売所がない場合は定額小為替又は現金でも可能)
  - c 所要の金額の切手を貼った返信用封筒(送付先住所氏名を記載したもの)
- なお、上記①、②以外の住所への送付を希望される場合には、上記3点に加えて次の書類が必要です。
- d 請求者氏名と送付先住所の確認できる官公署が発行した書類の写し
  - e 委任状(請求者が納税義務者と異なる場合)

#### 4. 手数料（納税証明請求書に貼付する鹿児島県収入証紙）の計算方法

納税証明書の交付請求の際には、税目数・使用目的数・年度(期別)数、請求枚数ごとに400円の手数料が必要となります。

手数料の金額に相当する「鹿児島県収入証紙」を購入していただき、貼付をお願いします。

（収入印紙ではありませんので御注意ください。）

(例)

**【決算変更届】**

法人事業税の平成29年度と平成30年度の「税額の証明」が、それぞれ1枚必要な場合

→ 1税目×2年度・・・・・・・・800円

**【融資申込み】**

法人県民税及び法人事業税の平成30年度の「税額の証明」が、1枚必要な場合

→ 2税目×1年度・・・・・・・・800円

**【自動車の抹消又は移転登録のための譲渡証明書】**

平成30年度の1台分の「税額の証明」が、1枚必要な場合

→ 1税目×1年度×1台・・・・400円

**【酒類小売業免許申請（酒類法第7条第1項の規定による申請）】**

「証明願」1枚に対する証明

→ 2証明内容×1枚・・・・・・・・800円

※ 「地方税の滞納処分を受けた者でなく、また、現在地方税を未納または滞納していない者であること」の2項目についての証明となります。

「証明願」に直接証明しますので、必要事項を記載した「証明願」を提出してください。

**【入札参加資格申請】、【補助金交付申請】、【県営住宅入居申込み】など**

「県税について未納がないことの証明」が、1枚必要な場合

→ 1枚・・・・・・・・400円

※ 「法人事業税と地方法人特別税の税額を併せて証明する場合」は、2税目であっても1税目として計算しますので、御注意ください。

※ 法人事業税と地方法人特別税の税額を別々に証明する場合は、2税目となります。

※ 不動産取得税の場合は、土地、建物それぞれ課税されている件数により手数料が変わります。

※ 証明の内容によっては、手数料が異なる場合もありますので、ご不明な場合は、最寄りの地域振興局・支庁へお問い合わせください。

※ 県外等にお住まいの方で、鹿児島県収入証紙を貼付することができない場合には、手数料相当額をゆうちょ銀行又は郵便局の発行するの定額小為替、又は現金書留で送付してください。（定額小為替作成料や郵送料が別途必要で、請求者負担となります。）

## 5. 本人確認書類（官公署が発行した身分・資格証明書）の原本

請求される方の身分を証明できる官公署が発行した書類
運転免許証，旅券（パスポート），住民基本台帳カード，国民健康保険，船員保険，共済組合員証，国民年金手帳，共済年金又は恩給の証書，個人番号カード
外国人登録証明書，船員手帳，海技免状，小型船舶操縦免許証，猟銃・空気銃所持許可証，戦傷病者手帳，無線従事者免許証，電気工事士免状，特種電気工事資格者認定証，認定電気工事従事者認定証，耐空検査員の証，航空従事者技能証明書，運航管理者技能検定合格証明書，教習資格認定証，動力車操縦者運転免許証，身体障害者手帳，療育手帳，宅地建物取引主任者証，厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書，各種医療受給者証，母子健康手帳，介護保険又は後期高齢者医療の被保険者証，生活保護受給者証，警備業法第23条第4項に規定する合格証明書

注1：本人確認書類については，書類の写しをとらせていただく場合があります。

注2：本人確認書類のうち，有効期限のある書類については，有効期限内のものに限ります。

注3：平成27年10月以降に総務省から郵送される「通知カード」は本人確認書類として用いることはできません。

## 6. 申告や納付後すぐに納税証明書の請求をされる場合

法人県民税・法人事業税・地方法人特別税等の申告税目については，申告や納付後おむね2週間以内に納税証明書を請求される場合には，①領収証書の原本又は写し（領収印のあるもの）と②申告書の控えや写し（受付印のあるもの）の両方をお持ちください。

その他の税目については，納付後おむね2週間以内に納税証明書を請求される場合には，領収証書の原本又は写し（領収印のあるもの）をお持ちください。

領収証書や申告書の控えや写しがない場合には，納税証明書が発行できないことがありますので，御注意ください。

## 7. 代理人の請求及び受領について

代理人が納税証明書の請求及び受領を行う際は，必ず委任状をお持ちください。

委任状をお持ちでない場合，また不備がある場合には，納税証明書の請求（受領）を受け付けることができません。請求の前に，記載要領を御確認ください。

## 8. 委任状の記載内容について

委任状については，特に定まった様式はありませんが，下記の①～④の事項を必ず明記してください。

- ① 代理人の住所・氏名
- ② 委任する権限（納税証明書の請求及び受領に関する一切の権限等）
- ③ 委任した日付
- ④ 委任者（納税義務者）に関する a～d の事項
  - a 氏名（法人の場合は法人名，代表者名）
  - b 住所（鹿児島県税の納税通知書送付先，鹿児島県に届けている住所（本店又は主たる事務所の所在地）
  - c 押印（法人の場合は法務局に登録している代表者印，個人の場合は個人の印）
  - d 個人の場合は自宅及び日中に連絡のとれる連絡先電話番号（携帯電話等），法人の場合は事務所及び日中に連絡のとれる代表者連絡先電話番号（携帯電話等）

## その他の注意点

- ① 委任状は、必ず委任者（納税義務者）の方が押印（法人の場合は法務局に登録している代表者印，個人の場合は個人の印）してください。
- ② 委任状は必ず原本をお持ちください。提出していただきますので，お返しできません。
- ③ 委任状の内容確認のため，委任者の方にお電話させていただく場合がありますので，日中連絡のとれる連絡先電話番号（携帯電話等）を必ず御記入ください。
- ④ 納税義務者が個人の場合で，御家族の方（夫婦，親子，兄弟等）が請求・受領される場合も代理人となりますので，委任状が必要です。
- ⑤ 納税義務者が法人の場合で，法人の代表者以外の方（役員や従業員等）が請求・受領される場合も代理人となりますので，委任状が必要です。
- ⑥ 納税証明書請求の場合，自動車税等の納税通知書や領収書をお持ちいただいても，委任状としてはお取り扱いできません。

## 9. 納税証明請求書及び委任状記載要領の適用について

この要領については，令和元年5月以降に受け付けた納税証明書の請求から適用します。

10. 納税証明書の記載例（代理人の場合）

受付印

第7号様式（第9条関係）

## 納 税 証 明 請 求 書

鹿児島県 ○○地域振興局長 殿 令和元年 ○月 ○日

請求者	納税義務者（必ず記入すること。）		代 理 人	
	住所 (所在地)	○○県○○市○○町4-5-6	住所	○○県○○市○○町1-2-3
フリガナ 氏 名 (名 称)	カ・ショウジ タイヨウリシマヤク カゴシマシロウ 株式会社 ○○○商事 代表取締役 鹿児島 二郎 印	フリガナ 氏 名	ケンセイ タロウ 県税 太郎 <span style="float: right;">印</span>	
電話番号	(○○○) ○○○-4321	電話番号	(○○○) ○○○-1234	

**1 税額の証明**

選択欄	使 用 目 的	目的コード	選択欄	対 象 税 目	税目コード
	決算変更届（建設業法11条）	06		法人事業税	32
	建設業許可申請	07		法人県民税	31
	入札参加資格申請	08		地方法人特別税	32
	融資申込み	09		法人事業税及び地方法人特別税	32
	許認可申請	10		法人県民税及び法人事業税	11
	採掘権設定の出願等	11		法人県民税、法人事業税及び 地方法人特別税	11
	その他の申請 ( )	88		個人事業税	13
	自動車の車検以外 (抹消又は移転のための譲渡証明書発行等)			不動産取得税	14
	鹿・鹿児島 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>			鉱区税	15
				自動車税	24

**2 「県税（地方法人特別税を含む。）について未納がない」ことの証明**

選択欄	使 用 目 的	目的コード	選択欄	使 用 目 的	目的コード
○	入札参加資格申請	01		県営住宅入居申込み	05
	補助金交付申請	02		その他の申請 ( )	99
	融資申込み	03			
	許認可申請	04			

**3 法定納期限等**

選択欄	県税（地方法人特別税を含む。）の徴収金と競合する債権に係る担保権の設定の目的で納税証明書の交付を請求するため、法定納期限等の記載が必要
-----	---

**4 年度・期別（事業年度）**

事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日
対象年度	年度分
屋 号	

**5 証明書の請求枚数**  枚

収入証紙はり付け欄  
(鉱区税の納税証明を請求する場合は、収入証紙のはり付けは不要です。)

上記のとおり、納税証明書の交付を請求します。

注1 1から5までの欄のうち、必要な項目を記入してください。  
 注2 各項目の「選択欄」については、該当する欄に○を付けてください。  
 注3 納税義務者(法人の場合は代表者。以下同じ。)以外の方が請求する場合は、代理人の欄も記入するとともに、委任状を提出してください。  
 注4 納税義務者又は代理人の方は、本人であることを確認するに足りる書類(運転免許証、健康保険証等)を提示し、又は提出してください。

※ 処理事項（記載しないこと。） (納税証明書発行番号)

地域振興局・支庁使用欄		(納税証明書発行番号)		
(本人確認) <input type="checkbox"/> 納税義務者 <input type="checkbox"/> 代理人	公印押印承認	決 裁 権 者	決 裁 回 議	起 案 者
(確認方法) <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証	公印押印承認	決 裁	決 裁	起 案 者
<input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 住基カード				
<input type="checkbox"/> その他 ( )				

(納税者番号)

1 1. 委任状の記載例

# 委 任 状

(代理人) 住 所 ○○○県○○○市○○○町 1 - 2 - 3

氏名 (名称) 県税 太郎

連絡先電話番号 ( ○○○ -○○○ - 1 2 3 4 )

日中に連絡のとれる

連絡先電話番号 ( 0 9 0 -○○○○ - 5 6 7 8 )

私は、上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

## 記

県税に係る納税証明書の請求及び受領に関する一切の権限。

令和○○年○○月○○日

(委任者) 住 所 ○○○県○○○市○○○町 4 - 5 - 6

氏名 (名称) 株式会社 ○○○商事  
代表取締役 鹿児島 二郎

代表者  
登記印

連絡先電話番号 ( ○○○ -○○○ - 4 3 2 1 )

日中に連絡のとれる

連絡先電話番号 ( 0 9 0 -○○○○ - 8 7 6 5 )

注 1 : 代理人の請求の場合は、代理人の方の「本人確認の書類」が必要です。

注 2 : 委任状は、必ず委任者 (納税義務者) の方が押印 (法人の場合は法務局に登録している代表者印、個人の場合は個人の印) してください。